

2026年6月8日 全3頁

増えつつある株主総会の月曜日開催

慣行となっていた月曜日開催回避だが、その必要性は薄れている

政策調査部

主席研究員

鈴木 裕

[要約]

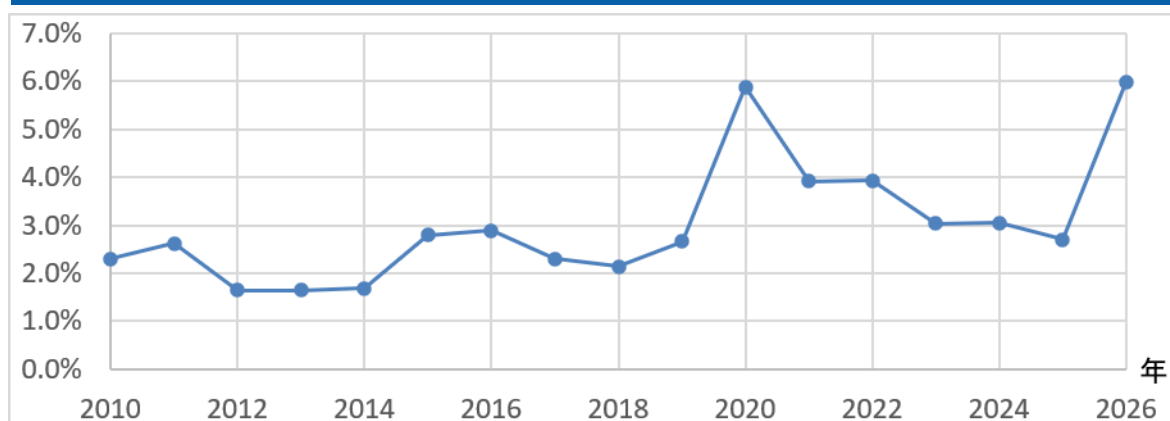
- 2026年は、3月期決算会社の定時株主総会で月曜日の開催が例年よりも多くなる見込みである。
- 従来、株主総会の集中日は「6月最終営業日の前営業日」を基本とし、これが月曜日に当たる場合は、郵送されてくる議決権行使書面の集計の都合から前週金曜日に前倒しとなる慣行があった。しかし、インターネット・二次元バーコードを通じた議決権行使の普及により、月曜日回避の実務的理由は弱まった。
- 加えて、有価証券報告書の総会前開示要請を受け、上場会社には総会日程を月末寄りに後ろ倒しする誘因が強まっている。2026年の月曜日開催増加は、そうした実務変化の表れであると思われる。

増加した月曜日開催

2026年の3月期決算会社の定時株主総会では、6月29日（月）の開催が目立って増加しそうだ。東京証券取引所の調査¹によれば、最も多くの会社が株主総会を開催するのは6月26日（金）で30.63%（656社）だ。月曜日開催は避けるのが実務の慣行だが、6月29日（月）は4.39%（94社）で、6月22日（月）も1.63%（35社）であり、月曜日開催比率は合算すると6.02%となる。これは、従来の実務慣行からみると明らかな変化である。

3月期決算会社の月曜日開催は2023年に3.03%（69社）、2024年も3.05%（69社）、2025年は2.70%（60社）であり、月曜日開催を避ける傾向は明らかだった。曜日の並びが今年と同じだった2020年の月曜日開催比率は今年同様5.88%（134社）だったが、これは新型コロナウイルス感染症の影響により、決算・監査・招集手続等の日程確保が困難となり、定時株主総会の開催日を月末側へ後ろ倒しする必要性が強かったためであった。

図表 株主総会を月曜日に開催する会社の比率



（出所）日本証券取引所グループ「[定時株主総会開催予定日集計](#)」（2010年～2025年）および「[2026年3月期決算会社の定時株主総会開催日の集計結果について](#)」（2026年6月5日）をもとに大和総研作成

株主総会集中日を決める実務慣行

株主総会の開催日の設定に関しては、一定の実務慣行があり、これに従う形で多くの会社が同一の日に集中的に開催することが長く続いていた。株主総会が最も集中する日を集中日というが、1995年には、3月期決算会社の96.2%の会社が集中日に開催していた。その後集中日開催への批判が高まり²、集中日に開催する会社の比率は急速に低下し、最近では30%以下になることが多い。

3月末決算会社の株主総会の集中日は、次の二つの実務慣行によって決まる。

¹ 日本取引所グループ「[2026年3月期決算会社の定時株主総会開催日の集計結果について](#)」（2026年6月5日）

² 鈴木裕「[2016年の株主総会は、集中率が大幅低下](#)」（大和総研レポート、2016年5月17日）

- 6月の最終営業日の前営業日であること
- 当該日が月曜日である場合は、前週の金曜日

最終営業日に開催すると、総会が紛糾し翌日にずれ込むなどして6月中に終了できなくなるかもしれない。また、月曜日にすると郵送されてくる議決権行使書面の集計が議案決議までに間に合わない恐れがあるだけでなく、休日を挟むと社内外の関係者との最終確認が難しくなることも考えられる。このように実務的な理由なので、各社それぞれの事情によっては心配する必要がないところもある。実際、これまでも月曜日の開催の例もあれば、6月最終営業日開催も見られないではないが、定着した実務慣行であり、月曜日や6月最終営業日に開催する会社は少ない。

月曜日回避の見直し

しかし、この月曜日を回避する必要性は近年小さくなっているようだ。その第一の理由は、インターネットによる議決権行使の普及である。東京証券取引所の2026年集計³によれば、個人投資家向け電子投票を利用する会社は92.1%に達し、前年の91.0%からさらに増加した。スマートフォンによる二次元バーコード読み取りを通じた議決権行使が広く定着しており、議決権行使の相当部分が紙ではなく電子的に処理されるようになっている。紙の到着と手作業集計に依存した時代と比べれば、月曜日の朝に急いで集計するという作業の必要性は低下した。月曜日開催を避ける実務上の必然性は大きく低下したといえる。

さらに、2025年以降は有価証券報告書の総会前開示が強く意識されるようになった。金融庁は2025年3月、全上場会社に対し、株主総会前の適切な情報提供として、有価証券報告書を総会前に提出することの検討を要請し⁴、総会前開示の取組状況を一覧化している⁵。こうした流れの下では、上場会社にとっては監査・開示準備の時間を少しでも確保できるよう、総会日程を月末側に後ろ倒しする誘因が強まった可能性がある。2026年は6月最終営業日が30日の火曜日であり、その前営業日は月曜日であり、実務慣行では開催を避ける曜日だ。しかし、従来ほど月曜日回避の必要がないのであれば、6月29日（月）は月末に近く、しかも最終営業日ではない日として選ばれやすかったのだろう。

来年の集中日は、実務慣行に従えば6月29日（火）となる。集中日と月曜日を避けて開催すると25日（金）が最も遅い株主総会開催日となるが、集中日から4日も前倒しすると監査・開示準備の時間確保が難しくなるかもしれない。慣行には反するが、改めて28日（月）の開催が注目されることになるのではないだろうか。

³ 東京証券取引所「[2026年3月期決算会社の定時株主総会の動向について](#)」（2026年4月28日）p.8

⁴ 金融庁「[株主総会前の適切な情報提供について](#)」（2025年3月28日）

⁵ 金融庁「[定時株主総会前に有価証券報告書を提出した上場会社一覧](#)」